岩手県議会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県議会議長 渡 辺 幸 貫

岩手県議会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局代決専決規程(昭和44年岩手県議会訓会第4号)の一部を次のように改正する

a 1 Mind 4 modern (10 mind 11 1 a 1 mind 1 m	
改正前	改正後
(代決)	(代決)

#### 第2条 [略]

- 決する。
- 当課長がその事務を代決する。

(局長専決事項)

- 第6条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。
  - (1) (2) 「略]
  - (3) 局長及び次長の休暇その他の服務並びに課長の服務に 関すること。

 $(4)\sim(9)$  「略]

(次長専決事項)

- 第6条の2 次長の専決できる事項は、次のとおりとする。
  - (1) 課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
  - (2) 課長の休暇に関すること。
  - (3) 課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- 2 「略]

(課長共通専決事項)

- 第7条 課長の専決できる事項は次のとおりとする。
  - (1) (2) 「略]
  - (3) 管理主幹及び担当課長の超過勤務命令及び休日勤務命 令に関すること。
  - (4) 管理主幹及び担当課長の旅行命令及び復命書の受理に 関すること。
  - (5) 管理主幹及び担当課長の休暇その他の服務並びに職員 の服務に関すること。
  - (6) (7) [略]

(管理主幹及び担当課長共通専決事項)

- 第8条 管理主幹及び担当課長の専決できる事項は、次のとお | 第8条 管理主幹、課長及び担当課長の専決できる事項は、次 りとする。
  - (1) [略]

第2条 [略]

- 2 局長及び次長が不在のときは、主管の課長がその事務を代 2 局長及び次長が不在のときは、主管の総括課長がその事務 を代決する。
- 3 課長が不在のときは、管理主幹又は当該事務を担当する担 │ 3 総括課長が不在のときは、管理主幹又は当該事務を担当す る課長若しくは担当課長がその事務を代決する。

(局長専決事項)

- 第6条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。
  - (1) (2) 「略]
  - (3) 局長及び次長の休暇その他の服務並びに総括課長の服 務に関すること。
  - $(4)\sim(9)$  「略]

(次長専決事項)

- 第6条の2 次長の専決できる事項は、次のとおりとする。
  - (1) 総括課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関するこ と。
  - (2) 総括課長の休暇に関すること。
  - (3) 総括課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- 2 「略]

(総括課長共通専決事項)

- 第7条 総括課長の専決できる事項は次のとおりとする。
  - (1) (2) 「略]
  - (3) 管理主幹、課長及び担当課長の超過勤務命令及び休日 勤務命令に関すること。
  - (4) 管理主幹、課長及び担当課長の旅行命令及び復命書の 受理に関すること。
  - (5) 管理主幹、課長及び担当課長の休暇その他の服務並び に職員の服務に関すること。
  - (6) (7) 「略]

(管理主幹、課長及び担当課長共通専決事項)

- のとおりとする。
  - (1) 「略]

- (2) 課長が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務命令 に関すること。
- (3) 課長が指定する職員の休暇に関すること。

 $(4)\sim(9)$  [略]

(課長指定職員専決事項)

第9条 課長が指定する職員は、次に掲げる事項及び管理主幹 ┃第9条 総括課長が指定する職員は、次に掲げる事項及び管理 又は担当課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で 課長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)・(2) [略]

(総務課の課長、管理主幹及び担当課長の専決事項)

第10条 総務課の分掌事務について、課長、管理主幹及び担当 課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

## 課長専決事項

 $(1)\sim(3)$  [略]

管理主幹専決事項

 $(1)\sim(8)$  [略]

「略]

(議事調査課の課長及び担当課長の専決事項)

第11条 議事調査課の分掌事務について、課長及び担当課長の 第11条 議事調査課の分掌事務について<u>、総括課長</u>、課長及び 専決できる事項は、次のとおりとする。

## 課長専決事項

- (1) 「略]
- (2) 広報の実施及び軽易な県民の要望の処理に関すること。

### 議事担当課長専決事項

 $(1)\sim(3)$  「略]

政務調查担当課長専決事項

 $(1)\sim(6)$  [略]

- (2) 総括課長が指定する職員の超過勤務命令及び休日勤務 命令に関すること。
- (3) 総括課長が指定する職員の休暇に関すること。
- $(4)\sim(9)$  [略]

(総括課長指定職員専決事項)

- 主幹、課長又は担当課長の個別専決事項のうち軽易又は定例 的な事項で総括課長があらかじめ指定したものを専決するこ とができる。
- (1)・(2) [略]
- (3) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出等に関すること。 (総務課の総括課長、管理主幹、課長及び担当課長の専決事 項)
- 第10条 総務課の分掌事務について、総括課長、管理主幹、課 長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

## 総括課長専決事項

 $(1)\sim(3)$  [略]

管理主幹及び課長専決事項

(1)~(8) [略]

「略]

(議事調査課の総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

# 総括課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 広報の実施に関すること。

## 議事管理担当課長専決事項

 $(1)\sim(3)$  「略]

政務調査課長専決事項

 $(1)\sim(6)$  [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。